

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改正
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・ 教育委員会等への伴走支援
- ・ 働き方改革にかかる進捗状況の把握・見える化

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開等の推進**



学校



- 業務の**精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- 学校運営**全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者



- 学校との**連携・協働**
 - ・ **学校運営協議会**※1などを通じた学校運営への参画

首長部局

- **自治体全体で取り組む**
 - ・ **総合教育会議**※2を通じた連携・協働



学校の指導・運営体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 保護者や地域住民が学校運営とその他のための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※2 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として、

✓ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

✓ 地域の理解を得るための周知・広報

✓ 「計画」の総合教育会議への報告

✓ 首長部局との連携

✓ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

✓ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事
させる業務を定めてこれを管理するに
際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的
負荷等が過度に蓄積して労働者の心身
の健康を損なうことがないように注意
する義務を負うと解するのが相当であり、
使用者に代わって労働者に対し業務上
の指揮監督を行う権限を有する者は、
使用者の上記注意義務の内容に従って
その権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に
おける働き方改革事例集」

